

平成19年度 奨学金案内

奨学金を希望する皆さんへ

無利子貸与奨学金

第一種奨学金

有利子貸与奨学金

第二種奨学金

大学・短期大学通信教育部 スクーリング
放送大学全科履修生 スクーリング

奨学金の申込手続は、学校の奨学金担当窓口で行って下さい。学校の指導に従い、提出書類や、書類の提出期限を厳守してください。
以下の欄は、ご自身で記入してください。

奨学金担当窓口

課

申込書類の提出期日 平成 年 月 日 曜日

メモ欄



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO Japan Student Services Organization

ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構の奨学金とは

日本学生支援機構の奨学金は、貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還していただくこととなります。申込みの際は、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

奨学金の種類と募集時期

【第一種奨学金（無利子貸与）】

利息：無利息

選考：特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難なものに貸与します。

貸与月額：スクーリング別に定められています。通年スクーリングについては申込年度（最終学年）の4月まで遡って貸与を受けることができます。

【第二種奨学金（有利子貸与）】

利息：①利率固定型（貸与終了時に決定する利率で最後まで返還）、②利率見直し型（貸与終了後おおむね5年毎に見直しされる利率で返還）より選択します。卒業あるいは退学した翌日から月単位で利息が計算されます（在学中及び返還期限猶予期間は無利息）。

選考：第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。

貸与月額：本人が4種類の貸与月額から自由に選択できます。通年スクーリングについては申込年度の4月まで遡って貸与を受けることができます。

◇奨学金の貸与月額と貸与期間◇

受講の形態	奨学金の種類		貸与期間（回数）
	第一種奨学金	第二種奨学金	
夏季・冬季スクーリング	88,000円	30,000円 50,000円 80,000円 100,000円	一面接授業を受講する年度について1回
通年スクーリング	貸与月額	上記4種類の金額から選択	平成19年4月～平成20年3月まで12ヶ月間
	自宅		
放送大学	自宅外	88,000円	一面接授業を受講する年度について1回
	放送大学		

（注1）夏季・冬季スクーリング、放送大学の場合、分割して面接授業を受ける者も年1回の貸与となります。

（注2）奨学金は申込者が指定した金融機関口座（本人名義）に振り込まれます。通年スクーリングの場合は、原則として1ヶ月分ずつ振り込まれます。

（注3）第二種奨学金の貸与利率は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令及びその他の規程により定められた利率が適用されます。この規程により定められる貸与月額についての利率は、年利率3%を上限とします。

◇奨学金の種類と募集時期◇

奨学金の種類	受講の形態	対象 資格	募集時期
第一種奨学金 【無利子貸与】	夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業時
	通年スクーリング	通年の面接授業を受け、平成20年3月卒業が見込まれる人	4月
	放送大学	全科履修生で面接授業を履修する人	面接授業時
第二種奨学金 【有利子貸与】	夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業時
	通年スクーリング	通年の面接授業を受け、平成20年3月卒業が見込まれる人	4月
	放送大学	全科履修生で面接授業を履修する人	面接授業時

- 経済的理由があれば、第一種奨学金と第二種奨学金の両方を貸与することができます。申込資格は第一種奨学金の学力基準を満たしていることが必要ですが、年収・所得額の上限額は第一種奨学金よりさらに低くなります。

奨学金の申込み条件

奨学金申込書の人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から学校の選考委員会等で選考し、機構に推薦します。機構では審査のうえ採用を決定します。また、過去に第一種奨学金の貸与を受け、同一区分の大学・短期大学に再入学した場合、及び一部期間貸与を受けた者で第一種奨学金の貸与を希望する者は、申込みができない場合や貸与期間が短縮されます。詳しくは学校の奨学金担当窓口にご相談してください。

また、外国籍の者は学校の奨学金担当窓口にご相談してください。

● 申込資格

大学において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者。

● 家計基準

家計の判定は、家計支持者の年収・所得金額から規程で定められた特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なります）を差し引いた金額（認定所得金額）が、本機構で定められた収入基準額以下であることが必要となります。年収・所得は、本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者一人）の前年（平成18年1月～12月分）収入金額が選考対象となります。なお、4人世帯及び5人世帯の収入・所得の上限の目安はおよそ次の金額以内となります。

世帯人数	第一種奨学金		第二種奨学金	
	給与 所得※1 (万円)	給与所得 以外※2 (万円)	給与 所得※1 (万円)	給与所得 以外※2 (万円)
4人	826	355	1,122	636
5人	865	382	1,172	686

- ※1 給与所得者（年金受給者を含む）の場合、年収は「源泉徴収票の支払金額」になります。
- ※2 給与所得者以外の場合、所得は「確定申告書の所得金額（税込）」になります。

● 学力基準

学年	第一種奨学金	学年	第二種奨学金
1年	①高校または専修学校高等課程2・3年生の成績が3.2以上 ②高等学校卒業程度認定試験合格者で上記に準ずる者	全学年	①出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる者 ②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められる者 ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者 ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準ずると認められる者
2年以上	大学における成績が平均水準以上		

申込みについて

【申込方法】

インターネットを利用した申込み（スカラネット）になります。
下記書類（①～③）を学校に提出し、申込みに必要な情報（パスワード）をもらってください。
手続については、学校の指示に従ってください。

【申込時の提出書類】 ○提出がない者は申込みができません。

① 確認書（奨学金貸与契約の約定書となります。）

●〈保証制度〉

下記A・Bどちらかの保証区分を選択して必要な書類を添付して提出してください。

(注) 第一種奨学金と第二種奨学金を合わせて希望する場合、異なる保証制度を選択することはできません。また、確認書及び必要な書類はそれぞれ必要です。

A 機関保証を利用する（機関保証制度）※1

一定の保証料を支払うことで、保証機関が連帯保証をします。

貸与終了時（返還誓約書を提出します）

には連帯保証人及び保証人は不要です。

(P.7参照)

(注) 機関保証から人的保証への変更は

認められません。

保証依頼書（兼保証委託契約書）

●〈金利の種類〉

第二種奨学金を希望する人は下記a, bどちらかの金利の種類を選択することになります。※2

a: 利率固定型 貸与終了時に決定する利率で最後まで返還します。

b: 利率見直し型 貸与終了後おおむね5年毎に見直しされる利率で返還します。

B 連帯保証人をたてる（人的保証）

連帯保証人（原則として父母）が連帯保証をします。

貸与終了時（返還誓約書の提出をします）

には連帯保証人及び保証人（4親等以内の

親族で父母以外の別生計の者）が保証をし

ます。(P.8参照)

連帯保証人の印鑑証明書

② 収入証明（平成18年分）（写しも可）

給与所得者 …… 源泉徴収票

給与所得以外 …… 確定申告書（控）（税務署の受付印のあるもの）

③ その他学校が指定するもの

【採用決定】

採用を決定した者には、学校を通じ「奨学生証」、「奨学生のおしおり」、「返還誓約書（通年スクーリングについては貸与終了後）」を交付します。採用されなかった場合には通知をしません。また、申込書類等は返却しません。学校又は機構が責任をもって破棄します。

※1 機関保証制度とは

連帯保証人や保証人による人的保証に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、連帯保証人（貸与終了時には加えて保証人）をたてなくても奨学金の貸与を受けられることができる制度です。

機関保証を選択する場合は機関保証制度の説明を必ず読んでください。

※2 「第二種奨学金」の貸与利率について

在学中及び返還期限猶予期間は無利息で、卒業あるいは退学した翌日から月単位で利息が計算されます。貸与利率は、採用時に適用される独立行政法人日本学生支援機構法施行令及びその他の規程により定められます。この規程により定められる貸与月額についての利率は、年利率3%を上限とします。

（「金利の種類」は、採用決定後は変更できませんのでご注意ください。）

◆ ◆ 機関保証制度 ◆ ◆

〈機関保証制度のあらまし〉

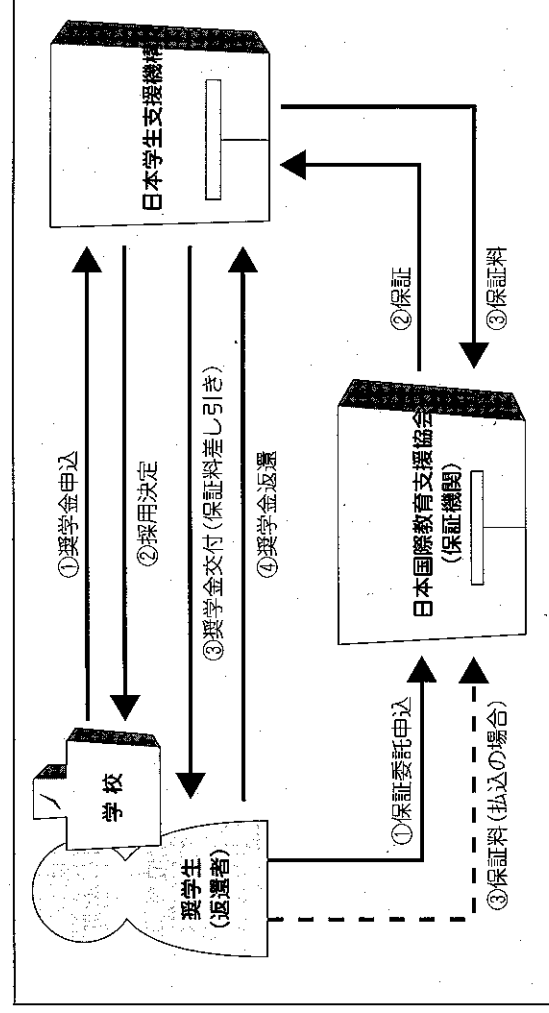
機関保証制度とは、連帯保証人や保証人が保証（申込時に連帯保証人を、貸与終了時に連帯保証人及び保証人を立てる。）に代えて、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けられることができる制度です。

この制度の目的は、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにするもので、平成16年度以降奨学生に採用される者から選択できるようになりました。

この保証業務は、財団法人日本国際教育支援協会が行います。

〈機関保証制度の仕組み〉

○保証の申込から奨学金の貸与・返還まで

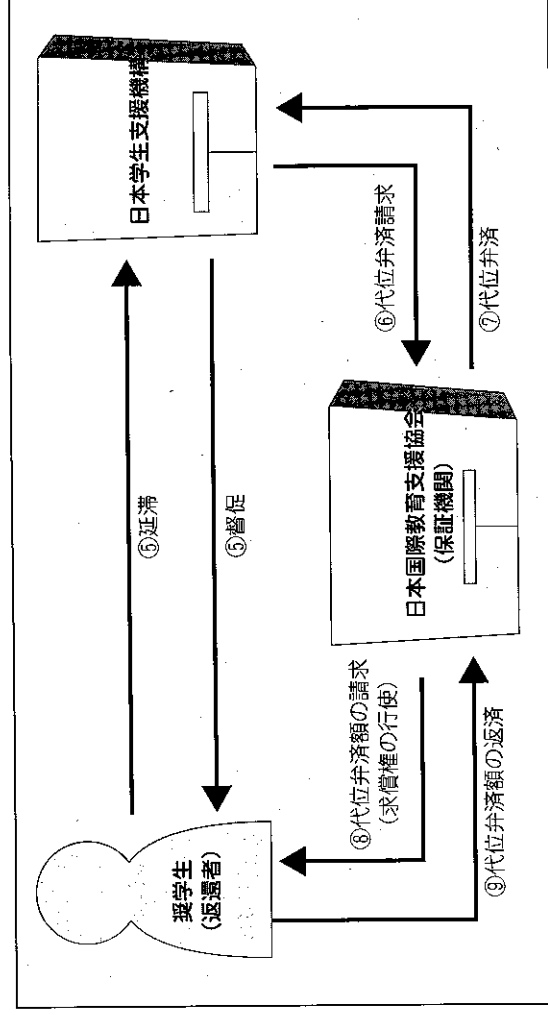


- ① 学生本人が日本学生支援機構（以下「機構」という。）に奨学金を申し込みます。同時に日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 協会が債務の保証をし、機構が奨学生の採用決定をします。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり協会に支払います。
（これ以外に奨学生が直接協会に毎月保証料を払い込む方法があります）
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束とおりの返還をしていただきます。なお、貸与終了時には返還誓約書の提出が必ず必要です。

注意

機関保証から人的保証への変更は認められません。
ただし、人的保証から機関保証への変更については連帯保証人又は保証人が死亡、破産等や心を得ない事由により変更を行う必要が生じた場合で、代わりの連帯保証人又は保証人を立てることが困難なときは変更することができます。この場合は、貸与始期に通り、一括による保証料の支払が必要になります。

○延滞が発生した場合



- ⑤ 奨学生であった者（返還者）が指定された期日までに奨学金の返還が滞った場合、機構が督促を行います。
- ⑥ 督促してもなお延滞している場合、一定期間経過後、機構が協会に保証債務の履行（代位弁済）請求を行います。
- ⑦ 協会が奨学生であった者（返還者）に代わって機構に代位弁済します。
- ⑧ 協会が奨学生であった者（返還者）に代位弁済額の返済を請求します。（求償権の行使）
- ⑨ 奨学生であった者（返還者）は、協会に代位弁済額を原則一括で返済します。
なお、特別な事情がある場合は、代位弁済額の返済方法について個別に対応します。
また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が増算されます。

【保証の範囲と保証の期間】

保証の範囲は、元金、利息（第二種奨学金のみ）及び延滞金で、保証期間は貸与中及び返還中です。第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

【保証料の返戻】

保証委託契約を締結した奨学生で、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合は保証機関から支払われた保証料の一部をお返しする場合があります。

- （1） 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- （2） 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- （3） 日本学生支援機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。
お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座とします。ただし、死亡による返還免除の場合は、日本学生支援機構に「奨学金返還免除願」を申請した者へお返しすることとなります。

【保証債務の履行（代位弁済）】

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予は除く）、一定の期間経過後日本学生支援機構からの代位弁済請求に基づき、日本国際教育支援協会が本人に代わって日本学生支援機構へ弁済（代位弁済）を行います。

日本国際教育支援協会が代位弁済した後は、日本国際教育支援協会からの請求により原則一括で代位弁済額を返済していただくこととなります。

特別な理由がある場合には、本人の事情に応じて個別に対応することになります。
また、代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が増算されます。

※ 保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」あるいは「延滞しても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

【保証料】

保証料の月額、奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

機関保証制度加入者は、奨学金採用決定後にお渡しする「奨学生証」で保証料月額をお知らせします。通年スクーリングの場合は、奨学金の貸与月額の貸与月額の変更等に伴い保証料月額も変わります。

※ 保証料月額は、下記の「平成19年度個別保証料一覧」(目安)を参照ください。

◆ 平成19年度個別保証料一覧(目安) ◆

[夏季・冬季スクーリング、放送大学]

(1) 第一種奨学金

貸与額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
88,000	24	613

(2) 第二種奨学金

貸与額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
30,000	12	110
50,000	12	184
80,000	24	563
100,000	36	1,037

[通年スクーリング]

(1) 第一種奨学金

貸与月額(円)	貸与回数(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
自宅	12	648,000	108	1,513
自宅外		768,000		

(2) 第二種奨学金

貸与月額(円)	貸与回数(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)	
30,000	12	360,000	108	876	
50,000		600,000			1,613
80,000		960,000			2,580
100,000		1,200,000			3,826

[特記事項]

- ①この個別保証料は、年利率3.0%で貸与された場合のものであり、目安です。あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される奨学生証でお知らせします。
- ②保証料は、奨学金を振り込む時にその分を差し引いて、日本学生支援機構が保証機関である財団法人日本国際教育支援協会に支払います。

奨学金の返還について

【返還誓約書の提出について】

奨学金の貸与終了時には、奨学金の貸与を受けた全ての方に、返還誓約書（借用証書）を提出していただきます。（提出先は学校です。学校の指示にしたがって提出期限を守って提出してください。）

また、返還誓約書の添付書類として「住民票の写し」と「リレー口座加入申込書本人控」のコピーの提出が必要となります。（平成20年3月の貸与終了者から）

※ リレー口座については、9頁を参照ください。

返還誓約書の記入例、及び連帯保証人や保証人の選定方法・添付書類については、奨学金の申込をする前に必ず確認してください。連帯保証人や保証人になっていただく方にもご説明ください。

※ 機関保証制度に加入された人の返還誓約書には、連帯保証人や保証人の記入欄はありません。

貸与終了時に提出する返還誓約書の記入例

機関保証制度の場合

① 【提出用】 第一種（機関保証）

（借用証書）

印紙税法に
第5条に
よる必要
ありません

返 還 誓 約 書

借 用 金 額
千 百 十 万 円
8 8 0 0 0

私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金を上記のとおり借用いたしました。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学課程、その他の借換課程及び確約書に
よって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがって返還することを
誓約します。

独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

平成19年3月31日

奨学生 氏名 東 京 都 新 宿 区 本 村 市 谷 町 1 0 - 7
本 人 氏 名 英 明 子
〒 162-0000 東京都新宿区本村市谷町10-7
印 東京・平成
59年12月31日生

（以下は未成年者のみ記入してください。）

④ 親権者 (父) (後見人)	氏名		印
⑤ 親権者 (母)	氏名		印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。

②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見人の方が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

貸与終了時に提出する返還誓約書の記入例

人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

【連帯保証人や保証人の選定方法・添付書類について】

連帯保証人・・・原則として父または母。父母がいない等の場合には兄・姉・おじ・おば等4親等以内の成人親族。
 未成年者等保証能力がない人は認められません。
 貸与終了時に奨学金の貸与を受けた本人の年齢が満45歳を超える場合の連帯保証人は、当該時に満60歳未満の者でなければなりません。
 ☆ 添付書類：印鑑証明書、収入に関する証明書（例、源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等）
 保証書及び証明書類の提出が必要となります。

保証人・・・父母を除く、4親等以内の成人親族（おじ、おば、兄弟姉妹、いとこ）で、本人および連帯保証人と別生計の人。
 やむを得ない場合を除き、貸与終了時に65歳未満の人。
 未成年者等保証能力がない人は認められません。
 貸与終了時に奨学金の貸与を受けた本人の年齢が満45歳を超える場合の保証人は、当該時に満60歳未満の者でなければなりません。
 ☆ 添付書類：印鑑証明書
 事情により保証人に4親等以内でない者を選定した場合は、印鑑証明書の他に返還保証書及び証明書類の提出が必要となります。

① 【提出用】 第一種 大学・大学院・高等専門学校 （借用証書）

印紙税法に よる5枚印紙 は必要あり り		返還誓約書		借入金額	
		千 百 十 千 百 十 円		8 8 0 0 0	
私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金を上記のとおり借用いたしました。 つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書に よって確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを 誓約します。					
独立行政法人日本学生支援機構専ら専長 平成19年3月31日					
奨学生 本人	現住所氏名	〒03-3269-XXXX 東京都新宿区本村市谷町10-7 育英 明子	印 章	〒03-3269-XXXX 東京都新宿区本村市谷町10-7 育英 明子	印 章
連帯 保証人	現住所氏名	〒02588-33-XXXX 茨城県取手市東町2-31 緑ハイツ105 鈴木 健司	印 章	〒02588-33-XXXX 茨城県取手市東町2-31 緑ハイツ105 鈴木 健司	印 章
保証人	現住所氏名	〒302-0000 茨城県取手市東町2-31 緑ハイツ105 鈴木 健司	印 章	〒302-0000 茨城県取手市東町2-31 緑ハイツ105 鈴木 健司	印 章

注 ①連帯保証人については、右面の3.「届出済連帯保証人と住所」欄の記載内容を確認する
 え、変更のない場合は上記連帯保証人欄に自署・押印し、印鑑証明書及び収入に関する
 証明書を添付してください。届出済の住所等が変更されるときは、裏面の5.「連帯
 保証人」の欄にも必ず記入してください。
 ②連帯保証人を要するときは、新たに連帯保証人となる方が自署・押印をし、印鑑証明
 書及び収入に関する証明書を添付し裏面の5.「連帯保証人」の欄にも必ず記入してくだ
 さい。
 ③保証人について、保証人となる方が自署・押印をし、印鑑証明書を添付してください。
 あわせて裏面の6.「保証人」の欄にも必ず記入してください。
 （以下は未成年者のみ記入してください。）

親権者 (父)	現住所氏名	印
親権者 (母)	現住所氏名	印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印し
 てください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。
 ②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。連帯者は両親（両親のうちいずれかの
 方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見人の方が
 自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。
 この利用目的の範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に
 応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

【奨学金の返還は口座振替で】

奨学金の返還は、貸与終了後に、口座振替制度（リレー口座）に加入して、返還していただきます。

割賦方法は、返還誓約書を記入するときに、「月賦返還」または「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択してください。口座振替日は毎月27日です。

なお、第一回の振替は貸与終了または卒業の翌月から数えて7ヶ月目の27日です。

（例：3月卒業の場合の初回振替は10月27日）

◆奨学金の返還を延滞すると、第一種奨学金、第二種奨学金とも、年10%の割合で延滞金が課されます。また、連帯保証人や保証人へ請求します。場合によっては、期限の利益を剥奪し、支払督促申立等の法的手続を行います。法的手続を行った場合、督促費用も合わせてお支払いいただきます。

※ 期限の利益を剥奪した場合は、返還期日未到来分を含めて、元金・利息・延滞金の全額を一括返還請求します。

◆貸与終了後に引き続き在学（又は進学）する場合や、奨学金の返還中に災害や傷病などのやむを得ない事情で返還困難になった場合は、速やかに願い出ることによって返還の期限が猶予されることがあります。（証明書の提出が必要です。）

【月賦返還の例（第一種奨学金の場合）】

返還回数に返還月賦額を乗しても、端数調整の関係で返還総額にならない場合があります。

◆第一種奨学金 平成19年度

受講の形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還月賦額	返還回数 (期間)
夏季・冬季スクーリング 放送大学	88,000円	1ヶ月	88,000円	88,000円	3,666円	24回 (2年)
	54,000円	12ヶ月	648,000円	648,000円	6,000円	108回(9年)
スクーリング 自宅外通学	64,000円		768,000円	768,000円	7,111円	108回(9年)

【月賦返還の例（第二種奨学金の場合）】

- ① 年利率は変動しますが、上限である3.0%で貸与されたものと仮定して計算しています。
- ② 返還総額には卒業から返還開始までの間の利息も含まれています。
- ③ 返還回数に返還月賦額を乗しても、端数調整の関係で返還総額にならない場合があります。

◆第二種奨学金 平成19年度（利率3%と仮定した場合）

受講の形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還月賦額 (元本+利息)	返還回数 (期間)
夏季・冬季スクーリング 放送大学	30,000円	1ヶ月	30,000円	30,925円	2,576円	12回(1年)
	50,000円		51,546円	4,295円	12回(1年)	
	80,000円		83,690円	3,487円	24回(2年)	
	100,000円		106,143円	2,948円	36回(3年)	
通年スクーリング	30,000円	12ヶ月	360,000円	416,482円	3,856円	108回(9年)
	50,000円		704,016円	5,866円	120回(10年)	
	80,000円		1,126,462円	9,386円	120回(10年)	
	100,000円		1,448,002円	10,055円	144回(12年)	

重要事項(抄)

(奨学金の貸与・返還・保証等に係る重要事項を掲載します。)

1. 奨学金の貸与に係る事項

- (1) 奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人(貸与終了時には、加えて保証人)を選任し、人的保証を受けるか、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証(機関保証)を受けなければならない。

保証料の支払いは、日本学生支援機構(以下、「機構」という。)が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生の手続きにより保証料を保証機関に払い込む方法によることとなります。ただし、払い込む方法を選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学金の交付を保留することがあります。

- (2) 奨学金申込時に連帯保証人を選任した場合に、貸与中に連帯保証人が死亡等、真に止むを得ない事由により連帯保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることがあります。過去に第一種奨学金の貸与を受けた者に新たに第一種奨学金の貸与を受けける期間は、下記の学校区分(それぞれの学校の専攻科は、それぞれ異なる学校区分とみなす。)において現在在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現在在学する学校の修業年限(修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間)に達するまでの期間とします。

ア 大学

イ 短期大学

- (3) 奨学金は、普通銀行(外国銀行を除く。)、信用金庫又は労働金庫のいずれかか開設された本人名義の預金口座に振り込まれます。(郵便局、信託銀行、信用組合、農協及び漁協では取り扱っていません。)

- (4) 第二種奨学金の金利の種類は、採用決定後は原則として変更できません。

- (5) 第二種奨学金の利息は、在学中及び返還期限猶予期間は無利息で、卒業あるいは退学した日の翌日から毎月単位で利息が計算されます。貸与利率は、本採用時に適用される独立行政法人日本学生支援機構法施行令及びその他の規程により定められた利率が適用されます。

- (6) 奨学生に採用された後であっても、スクーリング(面接授業)の受講取消等により奨学金の交付が認められなくなった場合、採用を取り消します。

2. 奨学金の返還に係る事項

- (1) 奨学生は在学学校長を経て、貸与終了時に返還誓約書を提出しなければなりません。

- (2) 連帯保証人を選任した場合には、原則として父母、父母がいない場合は、兄弟またはおじ、おばとします。また、連帯保証人に加えて保証人を選任しなければならないなりません。保証人は、独立の生前を営む者であって、原則として奨学生であった者の4親等以内(父母を除く。)の親族でなければなりません。

- (3) 連帯保証人については、印鑑証明書及び収入に関する証明書、保証人については印鑑証明書を添付しなければなりません。

- (4) 貸与金額(元本)に応じた返還回数、算出された割賦額を、郵便局、普通銀行(外国銀行を除く。)、信託銀行、信用金庫又は労働金庫のいずれかの預貯金口座(原則として本人名義のもの)から自動的に引落す方法(リレー口座)で返還することになります。延滞すると、延滞している割賦金(利息を除く。)の額に年(365日当たり)10%の割合による延滞金が課されます。人的保証を選じた場合、督促されるもお延滞している、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的手続がとられる場合もあります。

機関保証を選じた場合は、督促されるもお延滞している、機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行(代位弁済)を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の遅延損害金が課されます。督促されるもお延滞している本人に対して法的手続がとられる場合もあります。

- (5) 返還は貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、20年(割賦払いでは240回)以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。

- (6) 割賦払いの方法は月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかを選択することになります。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。

- (7) 割賦金(元本・利息)の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。

- (8) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

- (7) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人又は保証人を変更するときは、速やかに機構に届出なければなりません。

- (8) 奨学金の貸与終了後、本人、連帯保証人又は保証人の氏名・住所・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届出なければなりません。

- (9) 本人が前項の届出を怠ったため、機構が本人から最後に届出のあった氏名・住所に通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。

- (10) 本人が債務(貸与を受けた総額、利息額、延滞金及び催促費用)の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けても、なお延滞を解消しない場合は債務全額についての期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。

- (11) 本人が災害又は疾病によって返還が困難になったとき、あるいは在学中の場合若しくは心身の障害によって返還することができなくなることがあります。

- (12) 本人が死亡、又は心身の障害によって返還することができなくなったときは、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。

- (13) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡届を機構に提出しなければなりません。

- (14) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。なお、手続にかかった費用は本人(延滞者)の負担となります。

- (15) 本人及び連帯保証人は確認書に基づき奨学金貸与関係の訴訟について、機構の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

3. 連帯保証人に係る事項

連帯保証人は、本人が確認書によって負担するいっさいの債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については、関係法令及び確認書ならびに返還誓約書等に記述しなければなりません。

【申込情報の保護について】

インターネットを通して申し込む場合のデータ保護については、現在インターネット通信技術で最も高度な方法をとり、スカラネット利用の際の情報保護については万全の対策を講じています。

「スカラネット」におけるセキュリティのレベル

ネットワーク上で電子データの授受のセキュリティを確保するために、「認証局」※（日本ペリサイン社）に加入して、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の「SSL」(セキユア ソケット)、レネヤー（暗号通信）方式を採用することによってセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手か、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関。

申込時に取得した情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されず。
この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されます。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されます。



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO Japan Student Services Organization

ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

スカラネットによる奨学金申込みは専用のアドレス
(<http://www.ikusys.jasso.go.jp/>) へ接続してください。